

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（太平公園・その4）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）とみどりみらいプロジェクトグループ（以下「乙」という。）において令和5年3月24日付けで締結した屯田西公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第18条第4項及び第37条の規定に基づき、太平公園の施設閉鎖に伴う管理費用の減額について次のとおり改定協定を締結する。

第1条 有料施設（テニスコート2面）及び無料施設（ウォータースライダー及びパークゴルフ場）の老朽化による閉鎖に伴い生じた有料施設利用料補填金額100,000円及び無料施設休止による委託費返還金額1,223,700円（ウォータースライダー1,113,700円、パークゴルフ場110,000円）の差分「1,123,700円」を管理費用から減額することとし、改定協定を行った原協定書第18条第1項中「金220,235,964円」を「金219,112,264円」に改める。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1回目	7月	13,043千円	12,272千円	11,949千円	11,949千円	11,949千円
2回目	10月	19,335千円	18,307千円	17,876千円	17,876千円	17,876千円
3回目	1月	9,667千円	9,153千円	8,938千円	8,938千円	8,938千円
4回目	4月	5,197,464円	3,565,500円	3,345,300円	4,469千円	4,469千円
合計	—	47,242,464円	43,297,500円	42,108,300円	43,232千円	43,232千円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年2月13日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市厚別区厚別南3丁目2番25号
みどりみらいプロジェクトグループ
代表者 株式会社四宮造園
代表取締役 四宮

